

認定された被ばく労働者の累積線量と年平均線量

病名	労働者	累積線量(mSv)	作業期間	年平均線量(mSv)
白血病	A 1	40.0	1 1ヶ月	44
	A 2	50.0	8年1 0ヶ月	5.6
	A 3	129.8	約1 2年	10.1
	A 4	74.9	1 1年	6.8
	A 5	72.1	5年5ヶ月	13.3
	A 6	5.2	?	?
多発性骨髄腫	B 1	70.0	4年3ヶ月	16.5
	B 2	65.0	?	?
悪性リンパ腫	C 1	99.8	?	?
	C 2	78.9	?	?

○食品衛生法の観点から平成23年3月17日付で厚生労働省が定めた暫定規制値

核種	原子力施設等の防災対象に係る措置における 摂取制限に関する指標値 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： ¹³¹ I)	飲料水 牛乳・乳製品 (注)	300
	野菜類 (根菜、芋類を除く。)	2,000
放射性セシウム	飲料水 牛乳・乳製品	200
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
	ウラン	乳幼児用食品
飲料水		
牛乳・乳製品		100
野菜類		
穀類		
肉・卵・魚・その他		
プルトニウム及び超ウラン元素 のアルファ核種 (²³⁹ Pu, ²⁴⁰ Pu, ²⁴¹ Pu, ²⁴² Pu, ²⁴³ Pu, ²³⁸ Am, ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm, ²⁴⁷ Cm 放射能濃度の 合計)	乳幼児用食品	1
	飲料水	
	牛乳・乳製品	10
	野菜類	
	穀物	
	肉・卵・魚・その他	

注) 100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

**食品・飲料水中のセシウム137とストロンチウム90の許容濃度
(AL-97), Bq/kg, Bq/l [ウクライナ 1997年]**

品名	セシウム137	ストロンチウム90
パン・パン製品	20	5
ジャガイモ	60	20
野菜 (根菜, 葉菜)	40	20
果物	70	10
肉・肉製品	200	20
魚・魚製品	150	35
ミルク・乳製品	100	20
卵 (1ヶ当たり)	6	2
飲料水	2	2*)
コンデンスミルク	300	60
粉ミルク	500	100
野生イチゴ・キノコ (生)	500	50
野生イチゴ・キノコ (乾燥)	2500	250
薬草s	600	200
その他	600	200
幼児食品	40	5

*) 1991年1月1日までは4 Bq/l.

「ウクライナでの事故への法的取り組み」
オレグ・ナスビット, 今中哲二 より

現在の日本の食品の暫定規制値
ヨウ素 2 mSv セシウム 5 mSv
プルトニウム 5 mSv ウラン 5 mSv

ウクライナは、食品からの内部被ばくが年1ミリシーベルトを超えないように設定。